

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

アグリ J A P A N 遠賀菜の花プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県遠賀郡遠賀町

### 3 地域再生計画の区域

福岡県遠賀郡遠賀町の全域

### 4 地域再生計画の目標

遠賀町は、北九州都市圏域の拡大に伴って農村のゆとりと都市の活力を併せ持つ生活都市として発展してきた。本町産業の基幹である農業の構造は、労働生産性が県平均より高く、一人当たりの経営耕地面積は県平均の1.5倍、町の中規模農家の面積割合は約53%と県平均の約34%と比較しても多く、町の基幹産業といえる。一方で、農林業センサスでは従事者数、産出額が年々減少しており、このまま推移すると産業面ばかりではなく町のアイデンティティーともいえる農地のもつ多面的機能への影響が危惧される。そこで、J A 総研レポートで消費者の国産品の志向の割合が27%（現在の菜種の国産率は0.04%）を示し、品質面を重視した作物としての競争では伸びしろが大きいと考えられる菜種をキラーコンテンツとし、農業の活性化を狙う。農業を安定した雇用の場とし、農業離れによる人口流出を食い止め、さらには、ブランド化商品による雇用確保を図り、若い世代の人口を増やす。

#### 【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
菜種油の製造 原価縮小(収益 率の向上)	750円	150円	50円	100円
菜種作付け農 業者数	2人	0人	2人	1人
菜種油の生産 販売本数	1,000本	0本	1,000本	1,500本

	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分の 累計
菜種油の製造 原価縮小(収益 率の向上)	50円	0円	350円
菜種作付け農 業者数	1人	1人	5人
菜種油の生産 販売本数	1,700本	0本	4,200本

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

菜の花プロジェクトの拠点の新設し、菜種の作付け及び収穫・出荷に係る作業の効率化が可能となる菜種作業スペースとコンバイン・トラクター収納スペースを整備し、生産者の負担軽減と生産性の向上に繋げる。また、生産者や新規就農者等を対象とした菜種に係る研究や研修を実施することが可能な研修スペースを整備する。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007】

#### ① 事業主体

福岡県遠賀郡遠賀町

#### ② 事業の名称：遠賀菜の花プロジェクト拠点整備事業計画

#### ③ 事業の内容

遠賀町青年部活性協議会が地方創生加速化交付金を活用し、これまで設備投資の壁によって菜種の生産に消極的だった農業者へ貸し出す汎用コンバインと菜種専用の乾燥機を整備した。これにより菜種の本格生産に向けた準備が整い、今後の土地利用型農業の拡大と収益向上を目指し、大きな一歩を踏み出したところである。今後は、農業関係者はもちろんのこと、団体・個人を問わず多くの人々が「菜種＝遠賀町」のイメージ及び強い農業の町であるという地域イメージに共鳴し、町内外を「食と農の町、遠賀町」ムーブメントに巻き込むことで地方創生を推進していく。この施設を拠点とすることで新規就農者等への研修や、菜種に係る研究による生産拡大、地域ブランド力の向上、遠賀町産「菜種油」の販

路拡大等の6次産業化の推進により農業者の所得向上に加え、雇用の促進を図る。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

生産費用のうち年間2,000千円の農業機械のリース代が必要だったが、地方創生加速化交付金を活用し機械を購入したことで安価で利用することが可能になり、経営環境が改善され、将来的には町からの運営補助金も必要としなくなる。また、菜種は消費者の国産品の志向の割合が27%（現在の国産率は0.04%）を示しており、品質面を重視した作物としての競争では伸びしろが大きいことや、湿田のため転作作物の生産ができず収益がゼロであった農地において、菜種であれば比較的湿田であっても生産が可能であることで収益があがることが見込まれる。また、現在「一番搾り菜種油」を1,000本生産しており、生産原価は1本あたり750円となっているが、4年後の5,200本の生産時には生産原価が縮小され、収益率が高まり、自立性が強固になる。

##### 【官民協働】

地域活性化を目的に地酒造りを成功に導いた商工会とJA青年部の33名の若手で構成する遠賀町青年部活性協議会は、さらなる活性化のための「菜の花プロジェクト」において、生産販売及び製品づくりに主体的に取り組む。町が地域の課題を的確に把握し、地方創生の舵取りをしていくが、製品づくりの受託、販売・デザイン、HP作成受託、食品食材の分析受託、生産工程写真パネルの作成、農業者等の講習会実施など、民間事業者の技術やノウハウが不可欠である。一方、町は事業の実施にあたり活性協議会への支援（5年間運営補助を実施）、情報発信の協力、民間事業者への橋渡し、SOHOの提供を行うなど、地域が自立していくまでに必要な支援を行う。

##### 【政策間連携】

「地方創生加速化交付金事業」

新設する拠点施設は加速化交付金で整備した専用の汎用コンバイン及び乾燥機の保管場所の問題を解決するだけでなく、研修・研究施設としての機能を備える。効果促進事業として行う研修により、新規就農者は必要な栽培技術を習得することができる。この施設整備が加速化交付金事業で求める成果をさらに高いものにし、農業の力を最大限

に生かしたまちづくりを今後も一貫して行うために必要な農業の担い手の育成・確保及び雇用の創出においても重要な役割を担う。

「土地利用政策」

農業振興地域内の農地は、食料生産の基盤として土地利用を促進しているが、農業振興地域外の農地については、土地利用的には都市的利用の位置づけがなされているにもかかわらず利用転換が進展していない。本事業は、安全・安心な国産農産物の自給率の向上にとどまらず、土地利用政策との連携により、農政的に狭間に位置づけられる農業振興地域外の農地の都市的利用の転換時までの有効活用が図れるものであり、土地利用効果が高まる。

「ふるさとの原風景創出事業」

本町は平成28年度から30年度の3年間にかけて「ふるさとの原風景創出事業」に取り組む。地域を代表する自然景観である遠賀川を菜の花で飾り、他地域からの来訪者を呼び込むとともに地域住民にもあらためてこの地域が持つ自然の豊かさを認識してもらい、郷土愛の醸成を図る。将来的に植栽が進んでいく中で菜の花まつり等のイベントで集客を加速させるとともに菜の花の地域イメージを確立し、移住定住の促進につなげていく。

【地域間連携】

① 中間市・水巻町・岡垣町・芦屋町

J A北九州遠賀・中間地区農業振興連絡協議会を組織し、様々な農業振興施策を実施中であり、事業計画に菜の花プロジェクトを盛り込むことによりJ A管内での直売所販売、学校給食の採用などマーケットの拡大につながる。

② 連携中枢都市圏「北九州都市圏域（17市町で構成）」

まちづくりに関して連携協約を3月に締結し、事業計画に契約野菜制度の圏域内への拡大や、販売連携によるブランド力の強化などの農業連携を位置づけたことでマーケットの拡大につながる。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
菜種油の製造 原価縮小(収益 率の向上)	750円	150円	50円	100円

菜種作付け農業者数	2人	0人	2人	1人
菜種油の生産販売本数	1,000本	0本	1,000本	1,500本

	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分の 累計
菜種油の製造原価縮小(収益率の向上)	50円	0円	350円
菜種作付け農業者数	1人	1人	5人
菜種油の生産販売本数	1,700本	0本	4,200本

#### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を企画部門が取りまとめて、有識者や住民代表で構成する「いきいきおんが推進委員会」に諮りながら検証結果報告をまとめる。議会については、3月の予算特別委員会、6月の定例議会、9月の決算特別委員会にて報告する。また、検証結果を受けて、必要に応じて今後の事業運営方針に反映させる。検証結果はホームページで公表する。

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

##### ①第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 37,800千円

#### ⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日（5カ年度）

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 遠賀町青年部活性協議会支援事業

事業概要：遠賀町産菜種油「一番搾り菜種油」をブランド化し知名度向上と販路拡大を行うため、活性協議会に対し補助する。

実施主体：福岡県遠賀郡遠賀町

事業期間：平成28年度～平成32年度

## 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

定量目標の達成状況を確認するため、毎年度3月末時点のKPIの達成状況を企画部門が取りまとめて評価を行う。評価及び検証結果を踏まえて目標の効果的な実現に向けて見直しや変更を行う。

#### 目標1

菜種油の製造原価縮小（収益率の向上）については、農政部門が3月31日時点で遠賀町青年部活性協議会の報告により把握する。

#### 目標2

菜種作付け農業者数については、農政部門が3月31日時点で遠賀町青年部活性協議会の報告により把握する。

#### 目標3

菜種油の生産販売本数については、農政部門が3月31日時点で遠賀町青年部活性協議会の報告により把握する。

### 7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
菜種油の製造 原価縮小（収益 率の向上）	750円	150円	50円	100円
菜種作付け農 業者数	2人	0人	2人	1人

菜種油の生産 販売本数	1,000本	0本	1,000本	1,500本
----------------	--------	----	--------	--------

	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分の 累計
菜種油の製造 原価縮小(収益 率の向上)	50円	0円	350円
菜種作付け農 業者数	1人	1人	5人
菜種油の生産 販売本数	1,700本	0本	4,200本

### 7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を企画部門が取りまとめて、有識者や住民代表で構成する「いきいきおんが推進委員会」に諮りながら検証結果報告をまとめる。議会については、3月の予算特別委員会、6月の定例議会、9月の決算特別委員会にて報告する。また、検証結果を受けて、必要に応じて今後の事業運営方針に反映させる。毎年の年度当初に目標の達成状況をホームページで公表する。